

# 大分大学大学院理工学研究科博士後期課程学位授与判定委員会細則

令和7年4月1日制定  
令和7年理工学研究科細則第2号

## (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学大学院理工学研究科委員会規程（令和7年理工学研究科規程第2号）第5条第3項条の規定により、大分大学大学院理工学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）の学位授与の判定に係る事項を審議するために設置する大分大学大学院理工学研究科博士後期課程学位授与判定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 委員会は、博士後期課程に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学位授与の可否に関する事項
- (2) その他学位授与の可否に関し研究科長が必要と認める事項

## (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 博士後期課程研究指導委員長
- (2) 博士後期課程の研究指導担当教員 9人
- (3) その他研究科長が必要と認める者

2 前項第2号及び第3号の委員は、研究科長が指名する。

## (任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、博士後期課程研究指導委員長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

## (会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の全員一致で決するものとする。

## (代理出席)

第7条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

## (委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、大分大学学位規程（平成16年規程第71号）第6条第1項に規定する学位論文審査委員会の委員長を委員会に出席させ、当該委員会の審議内容の報告及び意見を聴くことができる。

## (事務)

第9条 委員会の事務は、理工学部事務部学務係において処理する。

## (雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。